議案第３５号

三豊市港湾管理条例の一部改正について

三豊市港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２４年３月１日提出

三豊市長　横山　忠始

三豊市条例第　号

三豊市港湾管理条例の一部を改正する条例

三豊市港湾管理条例（平成18年三豊市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項を削る。

附　則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

【議案第35号関係】

三豊市港湾管理条例(平成18年三豊市条例第199号)
一部改正　新旧対照表(抄)

改正後（案）	現　　行
(事務委託) 第16条　港湾施設の使用料の徴収その他利用に関する事務を私人に委託することができる。 (削除)	(事務委託) 第16条　港湾施設の使用料の徴収その他利用に関する事務を私人に委託することができる。 **2　前項の規定による委託を行う場合に私人に交付する手数料の額は、次に定める額とする。** **(1)　香川県港湾管理条例(昭和31年香川県条例第9号)の規定により徴収した額の1割に相当する額以内** **(2)　この条例の規定により徴収した額の2割に相当する額以内**